

# 南知多町いじめ防止基本方針

平成29年4月

南知多町

(改定 平成30年5月24日)



## はじめに

人は様々な人と出会い、かかわり合いながら多くのことを学び、社会性と人格を形成していきます。学校は、児童生徒の能力の育成のために、一人ひとりの児童生徒の人権が尊重されながら、児童生徒同士の適切なかかわりの中で生活できる場であればなりません。しかし、いじめは、児童生徒の成長の場であるはずの学校を一変させ、個人の人権を否定し、児童生徒の心身の健やかな成長に重大な悪影響を与える決して許されない行為です。

そこで、本町においては、児童生徒の尊厳と人権の尊重を目的に、関係機関が連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、愛知県いじめ防止基本方針を参酌しながら、南知多町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という。）を策定しました。この町基本方針をもとに、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に向けて一層努めてまいります。

### 第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校づくりを進めることが大切です。

本町では、町教育委員会、学校、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めてまいります。

## 第2 いじめの定義

町基本方針では、「いじめ」とは、「児童生徒と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）」とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要です。また、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、本人がいじめに気付いていなかったりする場合もあり、本人及び周囲の状況等を把握するよう努めることが大切です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。例：「いじめ・不登校対策委員会」）を活用し、組織的に判断することが求められています。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間やグループなど、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。





- 対策協議会では、いじめ防止等に関する機関のいじめの問題への取組状況を検証・協議し、本町のいじめ防止対策の一層の充実を図ります。また、本町のいじめの防止等に関する取組が、町基本方針に基づき、実効的に行われているかを点検し、今後の取組や施策の充実に生かします。
- 対策協議会での連携が、各学校におけるいじめ防止等に活用されるよう、必要な措置を講じます。

## 2 南知多町いじめ問題専門委員会（教育委員会の附属機関）の設置

- 法第 14 条第 3 項に基づき、学校におけるいじめ防止等の対策が実効的に行われるよう、町教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関「南知多町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置します。
- 町教育委員会が、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態（※ 3）に係る調査を行う必要が生じた場合には、この専門委員会により調査を行います。

## 3 南知多町いじめ問題再調査委員会（町長部局の附属機関）の設置

- 法第 28 条第 1 項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた南知多町長（以下「町長」という。）が、報告に係る重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときに、再調査を行う組織として、法第 30 条第 2 項の規定により「南知多町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置します。
- 再調査委員会の構成は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない専門的知識及び経験を有する第三者等で構成し、調査の公平性・中立性を確保します。

### ※ 3 「重大事態」（法第 28 条第 1 項）とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 「年間 30 日を目安」＝平成 25 年 10 月 11 日文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」